

病気になっても

事業者用

うちの職場は働けます！

～ がん、糖尿病などになっても治療しながら働く人に優しい職場づくりを～

◎ 従業員の病気への対応で困っていませんか？

社員が「がん」になってしまった。
人手も足りないし働き続けてもら
いたいのだが。



我が社としては、人材活用
のため、病気になっても治
療をしながら安心して長く
働けるような積極的な制度
を取り入れたい。

主治医の診断書だけでは、どのよう
な仕事をしてもらえば良いか、具体
的に分からないな。

◎ 「治療と仕事の両立支援」を考えましょう



最近では、治療技術の進歩等により、治療をしながら仕事を続ける人がたくさんいます。でも、実際の会社での対応は難しいことが多いですね。一緒に解決方法を考えていきましょう。

◎ 治療と仕事が両立できれば・・・

事業者のメリット

- ✓ 従業員の「健康確保」の推進
- ✓ 継続的な人材確保
- ✓ 従業員のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- ✓ 「健康経営」の実現
- ✓ 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

従業員のメリット

- ✓ 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- ✓ 治療を受けながらの仕事の継続
- ✓ 安心感やモチベーションの向上
- ✓ 収入を得ること
- ✓ 働くことによる生きがいの保持

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の内容

両立支援の取組の対象など

- 対象は、**がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、肝疾患、若年性認知症、不妊治療、難病**などの**反復・継続して治療が必要となる疾病** ※短期で治癒する疾病は除きます

- 病者の就業禁止規定は、できるだけ勤務時間短縮等の措置を講じて就業機会を失わせないようにし、やむを得ない場合に限り就業を禁止するもの(※)

※ 労働安全衛生規則第61条に、①病毒伝ばの恐れのある伝染性の疾病にかかった者 ②心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者 ③①及び②に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者の就業を禁止する旨が定められています。

- 治療と仕事の両立に必要な配慮を行うことを労働者健康確保対策と位置付け

両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議し、基本方針の表明やルールを作成周知
- 研修等による労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- **休暇・勤務制度**の検討・導入 など



具体的な両立支援の進め方

- 本人の申出を受け、主治医・産業医等から意見を収集して就業継続の可否を判断
- 事業主、人事労務担当者、産業医・衛生管理者（労働者50人以上）、衛生推進者（同10人以上50人未満）等の産業保健スタッフが連携して、**両立支援プラン**・職場復帰支援プランを策定してこれら**に基づく就業上の措置や配慮の実施** など

※「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の全文等がダウンロードできます。

治療と仕事の両立 厚生労働省

検索

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000621298.pdf>

(参考) 治療と仕事の両立の取組が求められる社会的背景

- 治療技術の進歩等により**生存率が向上**
【例】がん5年相対生存率 H5～8年 53.2% → H21～23年 **64.1%** (乳がん 92.3%)
 - 仕事をしながら治療を続ける方は大勢います
【例】仕事をもちながらがんで通院する人 平成22年 **32.5万人**
- ⇒ しかし、例えば糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事(学業)が多忙なため」が最も多くなっている。

◎ 両立支援に関する効果的な休暇・勤務制度の例

時間単位の年次有給休暇

- 労使協定を結べば年5日まで時間単位の付与が可能です。
- 一定期間ごとの検査や診察等が必要な場合に効果的です。

病気休暇（傷病休暇）

- 事業者が自主的に設ける病気療養のための法定外の休暇のことで休職までに至らない期間の療養に効果的です。

年次有給休暇積立制度

- 事業者が自主的に設ける法定外の休暇で、時効消滅する年次有給休暇を積立て入院療養等の場合に利用できます。

時差出勤制度

- 事業者が自主的に設ける制度で、本調子でない体でも、混雑する時間帯を避けて負担が少なく通勤できます。

短時間勤務制度

- 事業者が自主的に設ける労働時間が短い勤務制度で、体調は回復したがフルタイムが無理な場合に有効です。



◎ 既にこんな企業で効果的な制度導入や取り組みがされています

実践事例 1



時間単位の年休制度を設け、また、時効により失効した年休を年間5日、最大50日まで積み立てて治療に活用できるようにしています。さらに、病状に応じて柔軟に部署異動ができるようにするなど、産業医とも密接に連携しながら、治療と仕事の両立を積極的に支援しています。

〔株〕新日本技術コンサルタント
(鹿児島県鹿児島市)
〔設立〕昭和48年
〔業種〕建設コンサルタント業
〔社員数〕85名

実践事例 2



社員が長く安心して働ける快適な職場の実現をめざして両立を支援。相談窓口を設置し、通院に便利な時間単位の年休制度の導入、治療により休業した社員には職場復帰を徹底してサポートするなどした結果、病気による離職者が少なくなりました。働く人に寄り添う経営を目指しています。

三洋工機（株）
(鹿児島県鹿児島市)
〔設立〕昭和21年
〔業種〕機械器具設置工事業、
電力・電気工事業
〔社員数〕125名

他県の実践事例（治療と仕事の両立支援ナビより）

- 自宅療養と仕事の両立が図れるように新たにテレワーク制度を導入（（株）エナテクス）
- 日曜日・祝祭日以外の所定休日を本人が選択できる制度により治療と仕事を継続（（社福）秀桜会みどり保育園）
- 消滅する有給休暇を積み立てる病気積立休暇により病気の治療を促進（白鷺電気工業（株））
- 相談窓口・復帰時のフロー等を示した「休職～復職に関する手引き」を作成し本人が両立支援を活用（ジャトコ（株））

無料

鹿児島産業保健総合支援センターは、個別に企業等を支援します

疑問や相談にお応えします



事業者
(人事労務担当者)

従業員が病気になりました。治療をしながら仕事をしたいと相談されましたが、初めてのことなので、何をすればいいかわかりません。どのような支援を受けられるのでしょうか。

当センターでは次のようなお手伝いをします。

- 管理監督者や従業員を対象とした周知啓発教育を実施します。
- 事業場へ訪問を行い、企業内の体制づくり、規程・制度（柔軟な年休制度、病気休暇制度等）への対応などの支援を行います。
- 両立支援プランなどの作成の支援を行います。
- 会社と主治医間の情報連絡シートなどの利用支援を行います。



鹿児島産業保健総合支援センター
鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階
☎ 099-252-8002

両立支援の基本的な進め方



労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

鹿児島県地域両立支援推進チームとは

「鹿児島県地域両立支援推進チーム」は、地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、鹿児島県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的として設立されているものです。

【お問合せ先】 鹿児島労働局労働基準部健康安全課 鹿児島市山下町13-21 (☎ 099-223-8279)

治療と仕事の両立に関する各ホームページのご紹介

- 厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>)
- 鹿児島労働局 (https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/eisei/2018-0518-6.html)
- 独立行政法人労働者健康安全機構 (<https://www.iohas.go.jp/>)
- 鹿児島産業保健総合支援センター (<https://kagoshimas.johas.go.jp/>)
- 治療と仕事の両立支援ナビ (<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>)